

インターネットを利用した公報発行

知的財産情報システム委員会*

Q 1 インターネット公開の背景・狙いは何ですか。

A 1 インターネット等の情報通信手段の急速な発展に対応し、公報に掲載される産業財産権情報を広く流通させることを狙いとしています。特許審査迅速化法が成立し、インターネットを利用した公報の発行を可能とする「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律（特例法）」が改正され（特例法13条）、現在のDVD-ROM公報に加えて、インターネットを利用した公報発行が可能になりました。

インターネットを利用した公報発行の概念については、次頁の図1インターネットを利用した公報発行概念図を参照してください。

Q 2 いつからインターネット公報が発行されるのですか、又、対象となる公報は何ですか。

A 2 2006年1月を目処に発行が開始されます。当面、公報発行期間の短縮が急務になっている登録実用新案公報（約9,000件／年）が対象となります。次いで、2007年1月から意匠公報についても発行される予定です。公開特許公報や特許公報は、登録実用新案公報の利用状況や利用者のニーズ等を踏まえて検討されますが、現時点では未定です。

Q 3 どのようにして入手できますか。

A 3 特許庁のインターネットサーバ上に公報掲載データが蓄積されます。公報の発行単位毎にユニークなファイル名が付与されており、そのデータをFTP又はHTTPプロトコルでダウンロードすることで入手できます。当面週1回発行され、1回で約200件、30MB程度の容量です。

Q 4 入手にあたって、事前登録が必要ですか。

A 4 入手のための手続きは特にありません。インターネット利用環境をお持ちの方は誰でも入手が可能となります。

Q 5 インターネット公報の利用料金、サービス提供時間や蓄積期間はどのようになるのでしょうか。

A 5 インターネット公報は誰でも無料で入手できます。公開特許公報や特許公報が発行された場合も同様に無料です。24時間365日利用できます。サーバへの蓄積期間はサーバ容量に依存するため、件数が多い場合は、蓄積期間が限定される可能性があります。

Q 6 IPC等で公報を限定して入手できますか。

A 6 できません。公報の発行単位で一括（バルク）提供されます。民間情報サービス業者がインターネット公報をもとに付加

* Intellectual Property Information System Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

価値商品として販売すると思われま

Q 7 インターネット公報の仕様はどのようになり

A 7 DVD-ROM公報仕様第2版に準拠します。従来通りPDF公報も添付されます。但し、インターネット公報特有の改竄防止措置である電子署名等の仕様が追加されます。(詳細は公報仕様特許・実用新案第3版を参照)。なお、圧縮形式はZIP及びTARが採用されます。

Q 8 インターネット上でデータが改竄されないように防止対策がなされていますか。

A 8 公報の発行単位(公報1件単位ではない)毎に電子署名が付与されます。ダウンロードした公報ファイルがオリジナルと一致していることを確認できるツールが提供されると思われま

Q 9 DVD-ROM公報は発行されますか。

A 9 外国特許庁への情報提供及びDVD-ROM公報入手希望者への配布のために発行されます。プレス作業のため、約2週間遅れで、マージナルコストで配布されます。DVD-ROM公報の位置付けは「公報の写し」になります。

現在、公開特許公報と登録実用新案公報は1枚のDVD-ROM公報として発行されていますが、今後は、別々に発行されますので、夫々購入手続きが必要になると思われま

Q 10 IPDLへは掲載されますか。

A 10 特許庁のインターネットサーバに、新規公報が追加掲載されると同時に、IPDLにも各公報のデータが掲載されま

Q 11 インターネット公開のメリットは何ですか。

A 11 次のようなメリットがあります。
① 公報を無料で入手できるようになります。
② 公報発行までの期間が短縮されま

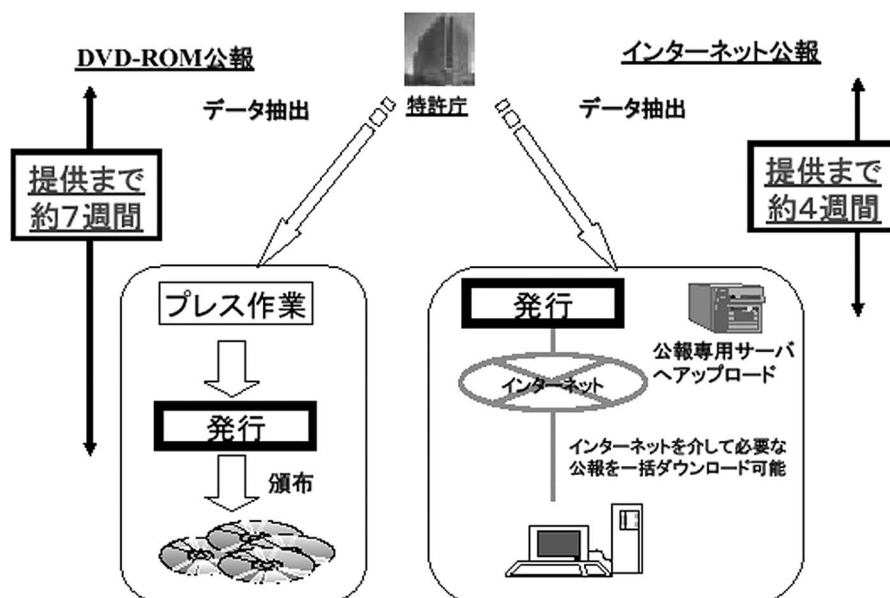


図1 インターネットを利用した公報発行概念図

出典：特許庁HP

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ③ 企業内知財情報系システムへのデータ自動更新が可能になります。
- ④ 副次的効果として、IPDLへの掲載が公報発行と同時にあります。

Q 12 利用にあたっての留意点は何ですか。

A 12 社内のネットワーク環境によっては、FTPが利用できない場合があります。また、ダウンロードに時間がかかり、最悪、ダウンロード中にタイムアウトになるケースも考えられます。利用にあたっては、ネットワーク環境の確認が必要です。

Q 13 今後への期待について教えてください。

A 13 公開特許公報や特許公報も対象にしてこそA11で述べたメリットを享受できるため、できるだけ早く対象が広がることを期待します。

登録実用新案公報のみではメリットの及ぶ範囲が少ないと考えられます。データ量の多い公開特許公報及び特許公報がDVD-ROM公報で発行されている現状では、インターネット公報を利用する場合、情報源が2種類になり、結果として情報系システムへのデータ更新は二度手間になります。更に、DVD-ROM公報を利用する場合は、登録実用新案公報（写し）が特許公開公報とは別に発行されるようになるため、枚数増加に伴い公報購入費のコストアップにつながる懸念があり、又、情報系システムへのデータ投入が煩雑になります。

(原稿受領日 2005年9月1日)

